

ID: 5629

担当部署:健康福祉部高齢者支援課

処分の概要	面会の制限		
法令名 根拠条項	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律		
法令番号			
【根拠条文】（あれば） 第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。 【基準】 老人福祉法第十一条第一項第二号又は第三号の措置が採られた高齢者について生命や身体 の安全確保のため、市が必要と判断した場合			
備考	令和6年12月2日付「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成十七年法律第百二十四号）第13条及び「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成二十三年法律第七十九号）第13条に基づく面会の制限に係る通知への教示文の記載について（厚生労働省通知）により、行政手続法第3章（不利益処分）の適用を受けるとされたもの。		
設 定 年 月 日	令和8年2月1日	最終変更年月日	令和8年2月1日